

平成30年度事務事業評価

# 行政評価報告書

(評価対象：平成29年度実施事務事業)

平成30年8月

みよし市行政評価委員会

## 目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 対象事業の概要と評価結果・・・・・・・・ P 4

## 1 はじめに

国が発表する経済報告によると、景気は、海外経済が回復する下で、緩やかな回復基調が続いているとされております。一方でみよし市の財政状況については、原油価格の上昇や為替の変動等による自動車関連産業の業績悪化が懸念され、また少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加など避けられない問題も多く、他の自治体と同様、より効果的・効率的な行財政運営が求められています。

行政評価の取組については、その必要性や重要性から多くの自治体で進められており、みよし市においても、平成18年度からすべての事務事業を対象とした「事務事業評価」と施策を対象とした「施策評価」を一体的に実施してきたことに加えて、平成22年度からは、行政内部で行った評価を外部からの視点において点検・検証する行政評価委員会を設置し、評価の信頼性を高め、より市民目線に立った行財政運営に努めております。

本報告書は、みよし市が昨年度に実施した事務事業の中から評価対象事業を選定し、担当課へのヒアリングを通して私ども行政評価委員会の評価結果をまとめたものです。

今後、この報告書が行政運営の改革・改善に寄与するとともに、みよし市民に対する行政サービスが不断に改善されていくことを期待しております。

### みよし市行政評価委員会

会 長	村 松 幸 廣
副 会 長	望 月 恒 男
委 員	野々山 幸 隆
委 員	鈴 木 豊 實
委 員	富 田 義 親
委 員	鈴 木 文 生

## 2 評価の概要

### (1) 評価の目的

事業の実施主体である行政職員による内部評価だけでなく、外部の評価を加えることで、評価の透明性を高め、その必要性や効率性をより客観的に評価することを目的としています。

また、評価を通じて行政職員の意識改革を促し、抜本的な行政改革やコスト削減を促進させる役割も担っています。

### (2) 評価対象事業の選定

市総合計画と連動している行政評価の施策・事務事業体系における22の施策の評価を行うものです。

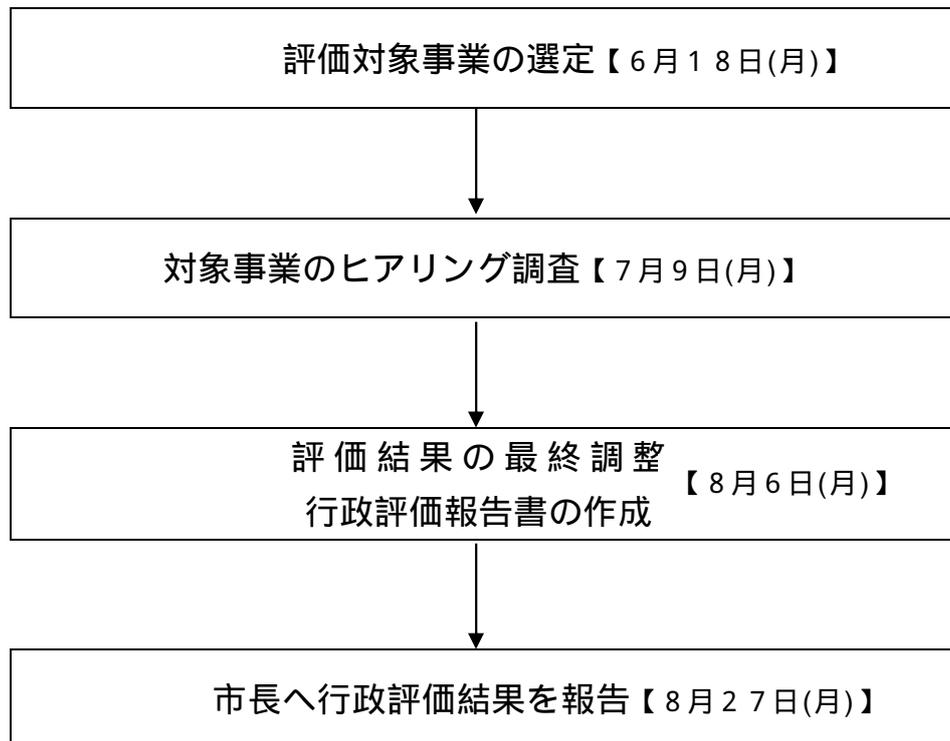
今年度は平成29年度に実施した評価対象となる事務事業のうち、市側が評価希望事業を5事業、本委員会委員から評価事業を1事業、合わせて6事業を選定しました。

なお、選定にあたっては、法定受託事務及び自治事務のうち、法令などにより対象や事務の方法が定められている事務事業は評価の対象から除きました。

### (3) 評価対象事業

広報みよし発行事業  
生涯学習活動事業  
パパママ教室事業  
防災訓練開催運営事業  
協働によるまちづくり推進事業  
街路樹維持管理事業

#### (4) 評価の進め方



#### (5) 評価の基準

行政が公費を投入して実施することが妥当か（妥当性）。事業を廃止・休止した場合に市民が影響を受けるか（有効性）。サービスを低下させずに総事業費を削減できないか。また、外部への委託や類似事業との統合により事業費の削減の余地はないか（効率性）。受益者負担は適切か（公平性）。以上四つの項目の評価を行い、今後の事業の方向性を総合評価しました。

### 3 対象事業の概要と評価結果

1	事務事業名	担当課	行政評価施策体系	1次評価
対象事業	広報みよし発行事業	広報情報課	市民サービスを高める行政運営の推進	維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に市政に関する情報を提供し市政に対する理解と関心を高めてもらうためにDTP（デスク・トップ・パブリッシング（卓上出版））システムを活用して広報紙を発行する。</li> <li>・職員が取材、原稿作成、編集、校正の各作業を行い、DTPシステムで原稿データを作成し、印刷会社へ印刷製本を依頼する。</li> <li>・1日号、15日号の毎月2号発行し、全戸に配布する。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に関する情報を市民に提供し、行政の透明性や市政に対する理解と関心を高め、開かれた行政を推進することで協働のまちづくりの進展を図ることができる。</li> <li>・市民が参加できるイベント情報などを広く周知し、参加をいただくことで市の活性化を図ることができる。</li> <li>・廃止することは、市政への関心の薄れ、透明性の低下、協働のまちづくりの進展に影響が出るおそれがある。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では月2回の発行を行っているが、市民からは、経費削減のために月1回の発行でよいという意見の他、行政区での配布負担が大きいために月1回の発行にして欲しいとの要望が行政区から出ている。その反面で、月2回発行のため情報がタイムリーで豊富であり、月2回を継続して欲しいとの意見もある。</li> <li>・月2回の発行であるため、取材や編集作業に時間的余裕がなく、職員の負担に繋がっている。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報みよしは、市民が市内の情報や行政に関する情報を得るために必要な情報手段であり、今後も継続して実施すべき事業である。</li> <li>・広報みよしの発行回数だけでなく、そのほかの議会だよりをはじめとした情報紙も含めて広報事業全体としての見直しと紙面発行以外の媒体での情報発信手段も検討する必要がある。</li> <li>・情報技術の進展により、スマートフォン等を活用したSNSやインターネットなどの情報伝達手段も増加しており、市民に伝えるさまざまな手法について今後もさらに検討のうえ改善していくことが重要である。その過程において、市民が入手しやすい情報発信手段や、どの手段を重要視すべきかの検討や、手段を改めたことで情報を得られなくなる市民が発生しないようにするなど、市民の意向を十分に踏まえたものとするべきである。</li> <li>・そのうえで外部委託の可能性の検討や、発行回数を減らすことによるコストを含めたメリット・デメリットを十分に整理する必要がある。</li> <li>・以上の点から、現行での広報みよしのさまざまな手段を用いた発信方法や発行回数について、見直しにより、より良くする余地があるものとして以下の方向性とする。</li> </ul>	
	今後の事業の方向性	
	改善（見直して実施）	

2	事務事業名	担当課	行政評価施策体系	1次評価
対象事業	生涯学習活動事業	生涯学習課	生きがいを持って楽しく暮らせるまち	統合
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容としては、行政区等への補助金の交付である。</li> <li>・生涯学習推進事業補助金交付要綱に基づき、生涯学習活動を積極的に推進する団体又は新たに生涯学習活動を始める団体に、その活動に要する費用を補助している。 補助対象：地区生涯学習活動推進団体（行政区又は地区コミュニティ推進会議）及び生涯学習支援団体（3分の2以上のみよし市民で構成し、設立3年以内）</li> <li>・補助事業：補助事業者が行う自主的な生涯学習講座</li> <li>・補助金額：対象経費の2分の1とし、上限額は33,750円</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止すると、行政区が主催する生涯学習事業に対する補助がなくなるため、地区生涯学習推進団体を対象として、地域における生涯学習の振興のために行うものである。</li> <li>・事業を廃止することは、新たに生涯学習に取り組む意欲のある団体への活動支援としての財政的な支援が無くなるため、必要である。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体数の伸びがない。 H27年度：10団体、H28年度：7団体、H29年度：7団体</li> <li>・行政区からの申請は特定の行政区に偏っている。 過去3か年で一度も申請を行っていない行政区が13行政区ある。</li> <li>・行政区以外の団体からの申請が少ない。 行政区以外の団体は過去3か年で1団体のみである。</li> </ul>				

行政評価委員会の意見	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動を積極的に推進することは、コミュニティ機能の強化に結びつけ、より充実した市民生活につながるため、この事業の意義・必要性は十分に認められる。</li> <li>・市民意識の向上に向けた周知を行い、補助申請団体が少ないことから、市民への認知度を高めることが必要であり、事務手続きの簡略化により、より多くの団体が利用しやすくなる工夫・対策が必要。</li> <li>・地域コミュニティを運営する人材の育成には当事業が必要である。その育成のために時間をかけて市民の意識の醸成に努めていくべきである。</li> <li>・以上のことから事業の必要性は大きく、有効活用のためには事業の統合なども考えられるが、時間をかけて事業の認知や普及などにより、事業を推進していくべきである。</li> </ul>
	今後の事業の方向性
	現状維持（継続して実施）

3	事務事業名	担当課	行政評価施策体系	1次評価
対象事業	パパママ教室事業	健康推進課	安心して子どもを産み、育てられるまち	維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第9条に基づき、昭和37年から母親学級開始。出生率の増加に伴い、父性育成を充実させる目的で平成9年から両親学級を開始。平成18年度からパパママ教室に名称を変更し、母親学級を母親だけでなく夫婦で参加できるものになっている。</li> <li>正しい知識や適切な情報・助言により、健全な妊娠・分娩・産褥・育児が図られるよう支援する。加えて、父性育成、妊婦のコミュニケーションを図ることで、夫婦で安心して妊娠・出産・育児が迎えられることを目的に教室を実施している。</li> <li>内容により、3回コース（1回目マタニティコース・2回目子育てコース・3回目体験コース）を設けている。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦は妊娠期から子育て期までにかけて、多少の不安を持っているため、その不安を取り除き、安心感をもってもらい、出産・育児に臨むための支援をする必要がある。</li> <li>母親の育児負担の軽減を図るため、父親にも必要な知識を得てもらう必要がある。</li> <li>事業を廃止した場合は、妊娠期や産後において、母親に精神的・体力的にも負担が生じ、中には健全な子育てができなくなるといったケースが生じるおそれがある。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度における初妊婦に対する母子健康手帳の交付件数254件に対し、パパママ教室の3回コースを合わせた延べ参加者数は、男性が71人、女性が163人。</li> <li>参加者数が伸びない原因として、ある程度教室開催についての周知はされているが、内容が各産院が実施する同様の教室と重複する部分があることであると思われる。また、父性育成を図るという目的から父親の参加者数の増加につなげたい。</li> <li>出産後は、里帰り等により、祖父母から育児や家事等の支援を受けるが、赤ちゃんへのお世話や考え方は、時を経て変化をしている。本来、休養・安心するための里帰りにおいて、育児への考え方の違いにより、かえってストレスになる場合がある。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて子を持つ両親にとっては重要な情報を得ることのできる事業であり、この事業の意義・重要性は十分に認められる。</li> <li>事業を活性化させるためには、参加者を増やすことが必要であり、教室の開催日を夫婦で参加しやすい週休日にする、また教室開催回数を増やす等、父親及び祖父母の参加も促すような工夫・努力が必要である。</li> <li>今後も育児に関する事業は非常に重要であり、事業体制の強化を図りながら、継続して実施すべきである。</li> </ul>			
	今後の事業の方向性			
	現状維持（継続して実施）			

4	事務事業名	担当課	行政評価施策体系	1次評価
対象事業	防災訓練開催運営事業	防災安全課	地域力を高めて安全で安心して暮らせるまち	維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の防災意識の高揚を図るため、地区自主防災会による防災訓練や、市内に8つある地区コミュニティ（小学校区単位）の内の一つの地区コミュニティと市との共催により、毎年輪番で合同訓練を実施する。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震対策特別措置法第32条、災害対策基本法第48条及びみよし市地域防災計画に基づき防災訓練を実施している。また本市の地域防災計画では、「市は、地域の住民、防災関係機関、民間企業及びボランティア団体等の協力、連携のもとに防災訓練を実施する」こととしている。</li> <li>市と地区コミュニティの共催で行う訓練は、毎年8月に地域住民を始め、自主防災会、協定団体、市職員等が参加し、避難所開設・運営訓練、資機材取扱訓練及び防災啓発等を実施している。</li> <li>事業を廃止した場合は、訓練を実施する機会がなくなる可能性があり、災害発生時の対応に遅れが生じるおそれがある。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本市は、今までに大きな災害もなく住民の防災に対する意識は必ずしも高くない状況である。しかし、近い将来、南海トラフを震源とする地震は、必ず発生すると言われており、その対応が必要な状況にある。</li> <li>大規模災害発生時は、行政機関や消防なども混乱することが予想される中で、自分の身は自分で守る自助、地域で助け合う共助の重要性が増している。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市では近い将来、大地震の発生が予想されており、万全な体制を整えるためには住民の防災意識の向上とともに訓練が重要であり、必要な事業である。</li> <li>防災に関しては市全体の訓練も必要であるが、コミュニティ組織強化による、地域での安全・安心のための十分な体制の確立が早期に必要な状況となっている。</li> <li>コスト面による効率性よりも、必要な予算は確保し、また安全・安心を優先し、より多くの市民が参加できるような、地域にあった訓練内容の検討が必要である。</li> <li>近年は突発的かつ大規模な災害が多くなってきており、水防訓練などの総合的な防災訓練との関連性も整理しながら、防災意識の向上を図っていただきたい。</li> </ul>			
	今後の事業の方向性			
	現状維持（継続して実施）			

5	事務事業名	担当課	行政評価施策体系	1次評価
対象事業	協働によるまちづくり推進事業	協働推進課	誰もが参加し、共に支え合う協働のまち	維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働によるまちづくり推進と職員の意識改革を目的とした職員研修の実施やNPO・協働相談窓口を設置し、市民活動の活性化と行政との協働の推進を図っている。</li> <li>・市民が行政施策の意思決定段階からまちづくりに参加することで協働によるまちづくりを推進するためのまちづくりワークショップの開催、また愛知県市町村NPO研究会への参加をしている。</li> <li>・市民活動サポートセンターの運営を通して、市民活動の活性化と協働のパートナーの育成や、市民活動団体等が地域課題の解決に向け主体的及び自発的に取り組む公益活動を支援することを目的としたがんばる地域応援補助金の交付を行っている。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりの推進は、多くの行政課題を限られた財源の中で解決するためには、有効な手法の一つである。</li> <li>・協働とは、行政と市民とが連携し、地域課題を解決しながらまちづくりを推進する仕組みであり、職員の能力や市民の理解を深めるために啓発していく必要がある。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員が協働に関する共通認識を持つ必要がある。</li> <li>・行政とNPOが対等の立場で、お互いの活動する領域において協働の手法を取り入れた行政運営を行う必要がある。</li> <li>・市民のまちづくりに対する意識改革を進める必要がある。</li> <li>・市民と行政とが役割を分担し、それぞれの責任を認識し、その理念の浸透と共有化が協働を推進していくためには必要である。</li> <li>・先進的自治体でも、職員研修は継続的に行っている状況であり、事業の完了時期を設定することは非常に難しい分野の事業である。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力のあるより良いまちづくりのためには、市民にとって行政との関わりが大切である。</li> <li>・「協働」という言葉は聞こえが良いが、どこまで行政が支援するべきかが問題となっている。行政が手を出しすぎれば、NPO等は育たない。市民を巻き込むような施策が必要。</li> <li>・行政に頼るだけでなく、市民の自立性を養い、行政に協力する姿勢も肝要であり、「協働」意識を醸成する必要がある。そのためにはかなりの時間とエネルギーを必要とする。</li> <li>・市民に対して「協働」に関する十分な説明と、行政が関与するべき範囲の線引きについて、時間をかけて少しずつ継続して実施しながら、導いていくことが必要である。</li> </ul>			
	今後の事業の方向性			
	現状維持（継続して実施）			

6	事務事業名	担当課	行政評価施策体系	1次評価
対象事業	街路樹維持管理事業	道路河川課	緑に包まれ、水に親しむ、快適で美しいまち	維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道区域内の街路樹について適正な維持管理を行い、道路空間を利用した緑豊かな緑地空間づくりと都市景観の向上を図る。</li> <li>・樹根による歩道舗装の段差や、排水路への進入による閉塞、樹木による交差点等の見通しの悪化、街路樹の毛虫の駆除及び落ち葉の処理など、多様な問題に対し維持管理を行っている。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市景観の整備と、緑豊かな道路空間づくりを推進するための施設であり、街路樹は道路施設でもあるため、道路管理者の市が管理する責務がある。</li> <li>・街路樹の高木は、夏に葉を広げて日陰を作り、冬には葉を落とし陽を届けるために落葉樹が植えられており、定期的な剪定や葉の清掃等が必要となる。また、低木は密に葉を広げる種類を選定して植栽しているため、幹は細いが枝の成長が良いものが多いので定期的な剪定が必要である。</li> <li>・廃止した場合に植栽が道路交通の視距を妨げ、良好な道路空間が維持できなくなる。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木は日々成長するため、成長に合わせた管理が必要になってくる。</li> <li>・季節によって、毛虫の駆除や落ち葉の処理について、早期に対応することを道路隣接住民から求められている。</li> <li>・現在の県道が降格により市道として移管される予定があり、移管に伴い樹木の管理業務が増加する。</li> </ul>				

行政評価委員会の意見	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の維持は景観や温暖化対策として必要であり、また道路を安全に利用するためにも適切な管理が必要な、市民生活に重要な事業である。</li> <li>・現在はとても綺麗に保たれている街路樹だが、仮に将来、行政による管理が追いつかなくなった場合、市民自らが維持管理できるような仕組みを考えておく必要はある。</li> <li>・街路樹の管理方法等に改善の余地はあるが、市民の協力を得て管理するには、毛虫等の駆除や落ち葉等の処理など、行政の対応が不可欠な要素があるので、検討が必要である。</li> <li>・みよし市と市民との間で街路樹の管理の体制を整える検討が必要。</li> </ul>
	今後の事業の方向性
	現状維持（継続して実施）

